那賀川学識者会議運営規約

(趣旨)

第1条 那賀川水系河川整備計画を策定するにあたり、「那賀川水系 の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第16条の2第3項の規定に基づきそれぞれの立場か ら、四国地方整備局長(以下「局長」という。)及び徳島県知事(以 下「知事」という。) に対して必要な意見を述べるため、四国地方 整備局に那賀川学識者会議(以下「学識者会議」という。)を置く。

(構成)

- 第2条グ委員は、那賀川流域に関して学識経験を有する者のうちから 局長が委嘱する。
- 学識者会議は、委員11名で構成する。
- 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠 けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局) 第3条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、那賀川河川事務所及び徳島 県県土整備部に属する職員をもって充てるものとする。
- 事務局は、学識者会議の運営にあたる。
- 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次に掲げる者を退 場させることができる。
 - 学識者会議の秩序を乱した者
 - 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第4条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第5条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項 について、局長が委員の意見を聴き定める。

(附 則)

この規約は、平成18年11月14日から施行する。